

第 8 回名張市市民自治検討委員会議事概要

日時：平成 17 年 2 月 4 日（金）午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分

場所：市役所庁議室

委員出欠状況：欠席…稲沢委員

市・事務局：企画財政部 志村部長、総合企画室 小島室長、高嶋主査、栗山
生活環境部 三好部長、生活環境政策室 金谷室長
市民活動推進室 橋本室長、荻田主査

進行 志村部長

- ・ 開催のお礼

（委員長）

- ・ 第 6 回と第 7 回の議事録について、指摘事項・修正箇所等があれば、2～3 日以内にお届け下さい。
- ・ 「1. 検討結果報告書について」ですが、資料の「名張市自治基本条例及び（仮称）名張市市民公益活動促進条例に規定すべき内容に関する検討結果報告書（案）」には、前回までの議論を踏まえて、訂正・修正・補強などが反映されています。
- ・ 本日、この報告書の原案を承認いただいた上で、後日 市長に提出するという段取りで進めたいと思います。

（事務局）

- ・ 資料「名張市自治基本条例及び（仮称）名張市市民公益活動促進条例に規定すべき内容に関する検討結果報告書（案）」に基づき、説明。

（委員長）

- ・ 19 頁「住民投票の発議及び請求の（三）」について、「第 1 項の署名数」とは「署名数」のことが、それとも「署名者数」のことが。

（事務局）

- ・ 「署名者数」のことです。

（委員長）

- ・ 「署名数」ではいけないということですか。（本件は事務局に）一任するので、法規を確認して下さい。

(委員)

- ・ 「自治基本条例の前文に規定すべき内容」について、冒頭に「私」という言葉が3カ所ありますが、これは「わたし」と読むのか「わたくし」と読むのか。「わたくし」と読んだ方が良いと思います。

(事務局)

- ・ 朗読の中では「わたし」と読みましたが、「わたくし」と読むのが正しいと思います。

(委員)

- ・ 「わたくし」と(読み仮名を)入れた方が良いと思います。

(委員長)

- ・ ルビを打つということですか。

(委員)

- ・ はい

(事務局)

- ・ (条文として作成するので)ルビを打つのは、難しいと思います。

(委員)

- ・ ルビが駄目なら、ひらがなで表現しても良いし、送り仮名でも良いと思います。

(委員長)

- ・ 言葉の使い方について、もう一度確認して下さい。

(委員)

- ・ 「自治基本条例(委員会報告)の構成とポイント」「4.市長等」について、「市長の役割と責務」として「市を統括(経営者としての役割重視)する」となっています。「運行から運営へ」という考え方に基づくものだと思いますが、(この表現では市長が)社長的な立場になります。社長と市長では全く異なるので、「代表としての役割」とする方が柔らかくて良いと思う。
- ・ 経営者ということになると、例えば業績が悪化した場合、責任を取るのが当然ですが、それはちょっとキツイように思います。

(委員長)

- ・ (報告書)本文の中で、どの辺りに抵抗を感じますか。「自治基本条例の構成とポイント」は(あくまでも)概略的なものなのですが...

(委員)

- ・ 報告書本文の表現であれば、問題ないと思います。

(委員長)

- ・ それでは、説明資料である「自治基本条例の構成とポイント」中の「経営者としての役割重視」という表現を削除して下さい。

(委員)

- ・ 「市を統轄する」という表現で理解できるように思います。

(委員長)

- ・ 私なりに、(名張市)自治基本条例の性格、あるいはカラーを総括すると、伊賀市の自治基本条例は50数カ条で構成されているのに対して、名張市は38カ条で構成されています。38カ条で少ないというわけではありません、伊賀市の場合は住民自治協議会に関する規定が20カ条程あるので、それらを差し引くとほぼ同等か、名張市の方が少し多いというところです。決して、条文の多少が優劣に関係するものではありません。
- ・ 名張市では、地域づくり委員会が住民自治協議会に該当するので、これについては別途、条例化するものと考えられています。
- ・ 伊賀市では既定されていませんが、名張市ではNPOに関する規定があり、その面ではちょっと進化していると言えます。これが第一の特長です。
- ・ ふたつ目の特長は、住民投票に関する規定の中で(三)「定住外国人を含む18歳以上の住民総数の6分の1を超えたときは...」とあります。これは市長に義務を課す既定ですが、地方自治法よりも幅が広く、なおかつ名張市独自の規定です。ついでに、(名張市は、この規定において)トップリードになるのではないかと思います。そういう意味で、名張市は国際感覚を持った自治体だと言えます。
- ・ 最後に、これまであまり見受けられなかった考査及び評価等への市民参画に関する規定に踏み込んだところです。今後、この仕組みがどのように発達するのか非常に注目するところです。
- ・ それではもうひとつの資料説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 資料「(仮称)名張市市民公益活動促進条例に規定すべき内容について」に基づき説明。

(委員長)

- ・ 市民公益活動促進条例については、前回、コミュニティ系の委員会である地域づくり委員会と課題別に結集するアソシエーション(association)を同列に扱うのは、地域づくり委員会には別個に施策的な背景があるので、それらを判別しないと混然としてしまうという話がありました。
- ・ その一方で「NPO 団体が地域づくり委員会と連携することは大変大切なことである」という意見を反映して、その整理を行いました。本条文の中に、地域づくり委員会の名前を出すことで、お互いが地域のなかで連携、協力するという願いが込められています。
- ・ 協働の定義についてですが、自治基本条例における協働と市民公益活動促進条例における協働の定義では、微妙に違いがあります。これは故意によるもので、市民公益活動促進条例の方は NPO 団体を支援するという違いをご理解いただけたと思います。
- ・ 5 頁の協働は、統治システムと言い換えた方がわかりやすいでしょうか。名張市政府のシステムとそれを支えている地域づくり委員会という構造の中で協働するのが地域経営ということです。については、議会も含まれます。こちら(市民公益活動促進条例)における協働とは、課題別の新たな活動領域の拡大・獲得、あるいは公共サービスの創造という具合になります。ここに議会を入れると、議会に対して過剰な負担をかけることになりまして、少し筋違いではないかと思えます。
- ・ 前回「8 . 基本施策」を受けて、「抽象的に戻っているではないか、具体的に何かがあるのか」というお話がありましたが、条例上はこういう規定になります。実際のところは、既に策定されている指針により運営されることになります。

(委員長)

- ・ 市民公益活動に関する事で何かご意見、ご質問がありますか。
- ・ ないようなので一旦、両案ともに概ね原案は了承ということでお預かりしたいと思えます。
- ・ 先程、ご意見がありましたが、「私」と「わたし」という表現があるので、このあたりは法制担当とも協議して下さい。委員のご希望としては、ひらがなの方が良いというご意見です。後は(事務局に)お任せします。
- ・ まだ、微調節があるかもしれません。また、意見を思い出す可能性もあるかもしれません。その場合や微調節、文言の一部修正につきましては、私(委員長)と副

委員長、事務局に一任いただけますか。

(委員一同)

- ・ はい、お願いします。

(委員長)

- ・ 本当にありがとうございました。
- ・ これからパブリックコメントもあり、市民から様々な意見が出てくると思います。その中で修正もあるとは思いますが、この条例の定める精神から避けては通れない関門です。第2の関門は議会の議決をいただけるかということです。もちろん議会からの修正、あるいは提案もあって変わるということも考えられます。そのあたりについては議会にお任せするという事になるかと思いますが、そのプロセスを注目していきたいですし、大事にしていきたいと思います。
- ・ この名張市の自治基本条例に関して、(委員の)皆様方が市民に向ってお話しになって下さる際に添えてもらえれば、ありがたいと思う言葉があります。
- ・ ひとつは、短期にこれだけの中味のものがよく決まるな、と思われることがありますが、冒頭に申しあげたように、私は名張市が合併問題を契機として合併を是か非かと住民の皆さんを交えて数十回どころか 100 回を超えるタウンミーティングをしたと思います。それが足腰を強めていると思います。ついでには自治基本条例をこんな短期間でもコンセンサスとして生み出すだけの実力を備えているのだと思います。それを誇りに思ってお下さって差し支えないと思います。そういうことで、私は名張市が足腰の強い自治体だと感じました。伊賀市では足掛け3年半かけているわけですが、結果的に条例原案そのものの議論はわずか4ヶ月です。それと比較して考えると、(伊賀市と)大差がないと思います。むしろ2ヶ月ちょっと多いわけですから、それなりの慎重さは持っていると思います。だから市民の皆様にお話しなさるにあたっては、そんな「やっつけ仕事」でやったのではないと、方々お伝えいただければありがたいです。
- ・ それから区長会とか地域づくり委員会に関わりのある委員さんにもお願いしたいのですが、この条例を広めていく、支えていくにあたっては地域づくり委員会とか区長さんのお力が大変大きいと私は思っています。むしろ個人個人の力というのは限りがありますし、口コミで伝わるというのも不正確に伝わる危険性もあります。組織を通じて理解が深まっていけば、盤石の理解になると思います。是非ともその辺のお力添えをお願いしたいと言葉添えをさせていただきたいと思います。
- ・ 何とかここまで運ばせていただきましたのもひとえに皆様方のご協力とご支持のお陰でございました。本当にどうもありがとうございました。

(委員)

- ・ パブリックコメントで意見が出てきたら、どこでどういう形で公表するか。

(事務局)

- ・ 市のホームページにいただいた意見とそれをどのように取り扱ったか、その意見を採用して修正したのかを掲載します。

(委員)

- ・ わかりました。
- ・ 議会に上程されて、順調に進んだら平成 17 年度ぐらいに公布されますが、小冊子を作成して、どのぐらいの範囲に配るのか。

(事務局)

- ・ 市の広報で、全文を市民の皆さんにお知らせします。

(委員長)

- ・ 38 カ条全てを掲げるとのことですね。

(委員)

- ・ 例えば各公民館の方に、1 冊配置するとか、図書館に配置するという計画はないのですか。

(事務局)

- ・ 印刷業者に依頼して、綺麗な冊子にすることはできませんが、PR 用の小冊子を事務局で印刷して必要部数を各公民館へ配置する予定です。

(委員)

- ・ わかりました。

(委員長)

- ・ 後の段取りは議会上程ということになりますが、その前に市長に確定した原案を提出するというをご理解下さい。

(事務局)

- ・ 資料「自治基本条例及び市民公益活動促進条例の制定・施行に至るスケジュール(予定)」についてですが、第 8 回の委員会で委員会としては最終です。市長への

報告書提出は、委員長のご都合をお聞きして2月25日15時ごろとなっています。正式な委員会ではなく、平日の日中ということで皆さんお忙しいとは存じますが、可能な方だけでもお立会いただければと思います。

- ・ 資料「自治基本条例及び市民公益活動促進条例の制定・施行に至るスケジュール（予定）」に基づき、今後のスケジュールの説明を行う。
- ・ 報告書案の1～2頁に「報告にあたって」という文章を掲載しています。またご覧いただいて数日中にご意見をいただけたらと思いますので、よろしく願います。

（委員）

- ・ 7月から半年かけて、市民の皆さんにご理解いただくという形になるわけですが具体的な考え方・方策はありますか。

（事務局）

- ・ 現在のところ、そこまでは決まっていますが、可能な限りの周知をさせていただきたいと思います。

（事務局）

- ・ これまでのお礼と挨拶